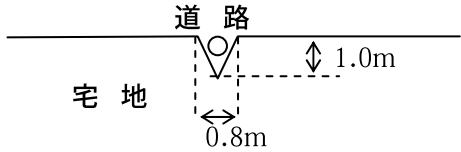


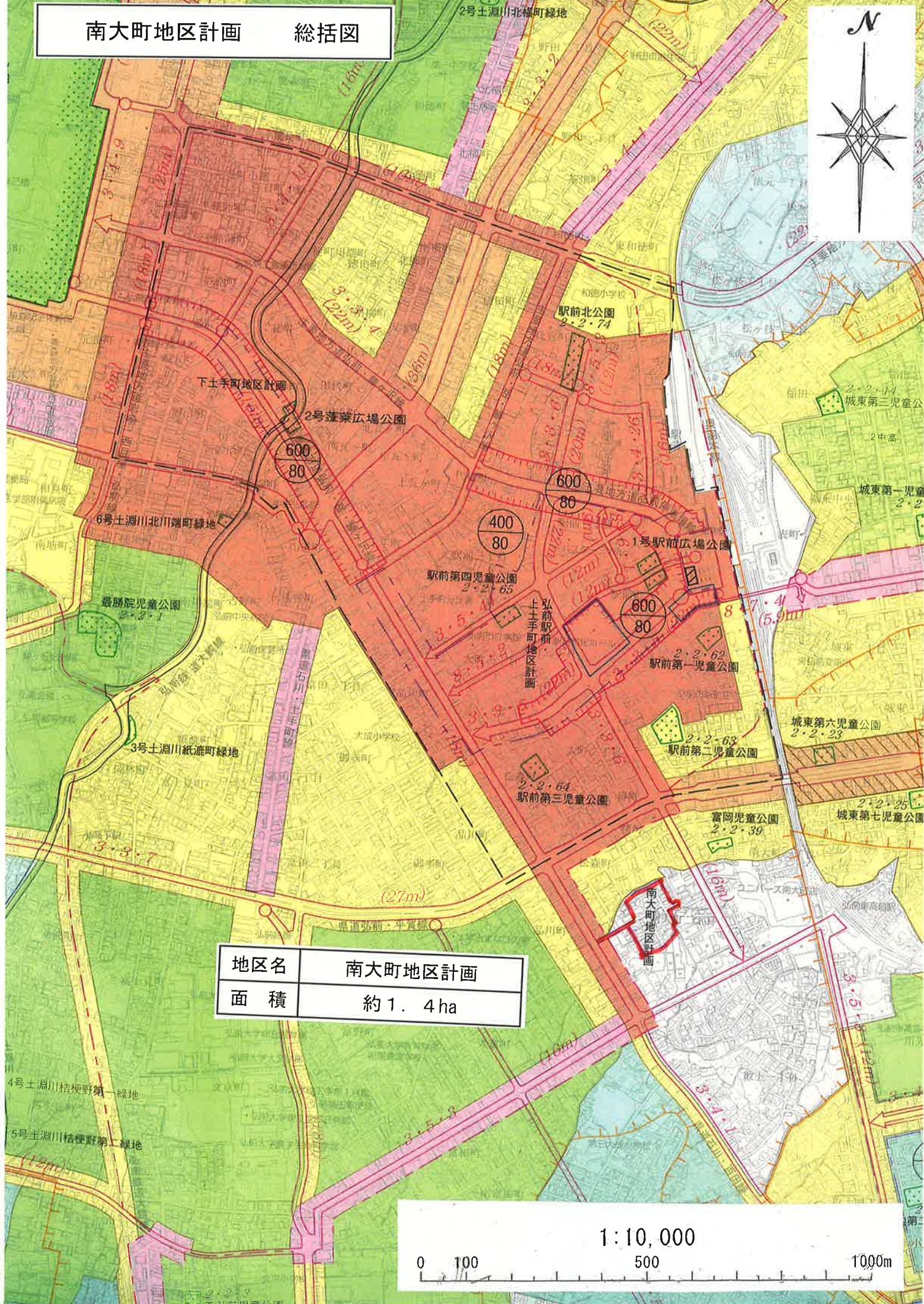
南大町地区計画

当初決定 昭和61年11月28日 弘前市告示第193号
 変更 平成5年12月14日 弘前市告示第263号
 改正 平成29年12月25日 弘前市告示第590号

名 称		南大町地区計画
位 置		弘前市大字南大町二丁目の一部
面 積		約 1.4 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、ＪＲ弘前駅から約 900mの範囲内にあり、地区の東側にはＪＲ奥羽本線、西側には県道石川百田線が隣接しており、利便性の高い位置条件にある。 さらに、地区北側は市施行の土地区画整理事業(面積約 18.7ha)が完了しており、道路・公園等公共施設の基盤整備による良好な居住環境の市街地形成が図られている。 現在、本地区は民間開発による宅地整備が進められている。 よって、本計画により良好な住宅市街地形成を適正に誘導し、もって良好な住宅市街地形成と保全を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	本地区は、都心地区に近接していることから、住宅以外の多種用途も混在することが予想される。 よって、本計画により良好な住宅地としてふさわしい土地利用を図るものとする。
	建築物等の整備の方針	良好な住宅地の形成を適正に誘導し、建築物の建て詰まりを避け、適正な敷地規模を確保するため、敷地面積の最低限度を定める。 また、用途の混在等を防止するため、住宅地としてふさわしい居住環境の維持・保全を図るものとする。
	地区施設の整備方針	地区施設は巾員 6 m の区画道路を適正に配置し整備する。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	区画道路（巾員 6 m、延長約 537m）
	建築物の用途の制限	建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(へ)項第 1 号から第 3 号及び第 5 号に掲げる建築物及び次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 マーシャン屋・ぱちんこ屋・射的場・勝馬投票券売所、場外車券売所 その他これらに類するもの（建築基準法別表第二(ほ)項第 2 号） 2 ホテル又は旅館（建築基準法別表第二(に)項第 4 号） 3 床面積の合計が 50 ㎡を超える自動車車庫(建築物に附属するもので、床面積が建築物の延べ面積の合計の 1／3 以下で、2 階以上の部分を自動車車庫に供しない場合を除く)
	建築物の敷地面積の最低限度	165㎡
	建築物の高さの制限	建築物の各部分の高さは、建築基準法第 56 条の第二種住居地域内に適用される規定に準ずる。
備考	建築物等の形態又は意匠の制限	電柱・街路灯の設置 電柱・街路灯の設置個所は、下図のとおりとする。 
	備考	市長が公益上必要な用途又は構造上やむを得ないと認めたものについては、地区整備計画の全部又は一部の適用を除外することができる。

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」

総括図



南大町地区計画 総括図

地区名 南大町地区計画
面積 約 1.4 ha

1:10,000

0 100 500 1000m

0 100 500 1000m

計画図

地区名

南大町地区

面積

約1.4ha

松森町

市営青葉団地

青葉公園

青葉会館

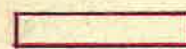
榑町児童館

よっぱ保育園

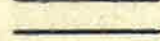
津軽米穀水晶米センター

南大町二丁目

凡 例



地区計画区域及び
地区整備計画区域



地区施設
(区画道路 w=6m)

1:2,500

0 50 100 200 300 400 500m